

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和2年12月15日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000169号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000072号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和57年4月3日から昭和58年3月25日まで

② 昭和58年4月4日から同年5月31日まで

昭和57年度及び昭和58年度の2年間、C事業所D出張所にE職として勤務していた。ずっと同じ出張所で職名も勤務形態も変わらなかったのに、厚生年金保険の記録は昭和58年6月1日資格取得となっており、請求期間①及び②の記録がない。請求期間①及び②を年金の給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

C事業所D出張所の社会保険の適用を管轄するB事業所から提出された人事記録及び請求者から提出された職歴証明書から、請求期間①(昭和57年4月3日付けで昭和57年5月10日まで、昭和57年5月11日付けで昭和57年7月15日まで、昭和57年7月16日付けで昭和58年1月15日まで、昭和58年1月16日付けで昭和58年3月25日までの雇用)及び請求期間②(昭和58年4月4日付けで昭和58年5月15日まで、昭和58年5月16日付けで昭和58年7月31日までの雇用)において、請求者は、C事業所D出張所にE職として、臨時的に雇用されていることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険法第12条において、二箇月以内の期間を定めて使用される者は厚生年金保険の被保険者としないう旨規定されており、請求期間①のうち、昭和57年4月3日から同年5月10日までの期間及び請求期間②のうち、昭和58年4月4日から同年5月15日までの期間については、いずれの雇用期間も2か月に満たないことから、厚生年金保険の被保険者資格の要件を満たさな

ったと判断できる。

また、請求期間①のうち、昭和 57 年 5 月 11 日から昭和 58 年 3 月 25 日までの期間及び請求期間②のうち、昭和 58 年 5 月 16 日から同年 5 月 31 日までの期間については、辞令の雇用期間が 2 か月を超えていることから、厚生年金保険の被保険者要件を満たしていたと認められるものの、B 事業所は、当時は、E 職の雇用見込みが 1 年度未満の場合は、特別な事情がない限り社会保険には加入させていなかった旨回答している。

さらに、B 事業所は、請求期間当時の給与関係資料は残っていないため、請求者の厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

加えて、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、請求者の厚生年金保険被保険者記号番号は、請求者が請求期間②の後に初めて厚生年金保険被保険者資格を取得（昭和 58 年 6 月 1 日）した際に払い出された番号であり、厚生年金保険被保険者原票によると、請求期間①及び②当時、A 事業所において、厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番もない。

また、請求者は、請求期間①及び②に係る給与から厚生年金保険料が控除されていることを確認できる資料等を所持していないことから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。